

初等中等 教育局

[しょうとちゅうとうきょういくきょく]

世界トップレベルの学力と規範意識等の育成を目指し、初等中等教育の充実を図ります

全ての子供たちに確かな学力や豊かな心、健やかな体のバランスを重視した「生きる力」を育む教育を実施するとともに、我が国の将来を担うグローバル人材の育成を推進します。また、教員の資質能力向上の取組や教職員指導体制の整備などを通じ、全国的な教育水準の維持・向上を図っています。

- 初等中等教育企画課
- 財務課
- 教育課程課
- 児童生徒課
- 幼児教育課
- 特別支援教育課
- 国際教育課
- 教科書課
- 健康教育・食育課
- 教職員課
- 参事官(学校運営支援担当)

「生きる力」の育成

子供たちが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするため、各学校が教育課程を編成する際の基準として学習指導要領等を定めています。

平成20年及び21年に改訂された現行の学習指導要領では、「生きる力」の育成を目指し、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けて、教科等の授業時数の増加や教育内容の充実を図っています。

また、この学習指導要領の円滑かつ着実な実施のため、指導体制や教材設備等の整備、教科書の質・量の充実に向けた取組等を行っています。

さらに、平成27年3月には、これまでの道徳の時間を新たに「特別の教科 道徳」として位置付けることなどに係る学習指導要領の一部改訂等を行い、道徳教育の抜本的な改善・充実を図るための取組を進めています。

平成19年度からは、「全国学力・学習状況調査」を、小学6年・中学3年の児童生徒を対象に、国語、算数・数学(平成24年度、平成27年度は理科を追加)について実施しており、調査結果を活用して、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めています。

学習指導要領については、平成26年11月より中央教育審議会において、次期改訂に向けた審議を行っています。「社会に開かれた教育課程」という理念の実現に向けて、これからの時代に求められる資質・能力の明確化、主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業の質的改善)、教科・科目の見直し、カリキュラム・マネジメントや学習評価の充実などが重要

であるとの認識の下、新しい時代にふさわしい学習指導要領の在り方等について検討を行っています。

HP「現行学習指導要領」



教員の資質能力の向上

学校教育の充実は、その直接の担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きく、教員の資質能力の向上は子供たちの教育の充実を図る上で重要な政策課題です。

このため教員は、自らの職が国家社会の活力を作り出す重要な職であるとの誇りを持ちつつ、高い志で自ら研鑽することが重要となります。特に、学校現場では、アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善や、グローバル化を踏まえた英語教育の強化、いじめ問題への対応、特別支援教育の充実など、複雑化・多様化する状況への対応が求められています。教員はこうした課題に対応できる専門

的・実践的な指導力を備える必要があります。

文部科学省では、今後、教員が専門的・実践的指導力を身に付けることができるよう、教員の養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進めていきます。新たな教育課題に対応した教員養成の見直しや、教員に優れた人材を確保する方策の検討、現職研修の一層の充実、管理職の養成、教職大学院の充実等に取り組み、教職生涯にわたる職能成長を支えていきます。



教職員指導体制の整備

全ての国民に対して義務教育の機会を均等に保障するとともに、その水準の維持向上を図るため、学校教育環境の中で重要な要素である学級規模や教職員の配置については、法律によって、その標準が定められています。また、公立小・中・高等学校の教職員の身分は地方公務員で、義務教育については、これらの教職員の給与費の3分の1を国が負担しています(義務教育費国庫負担制度)。

こうした制度を通じて、国として、教育の目的の多面性と教育の手段の多様性を踏まえて政策効果を総合的に把握しながら、義務教育をはじめとする学校教育における教職員等指導体制の整備・充実を図っています。

また、現在の学校は、子供を取り巻く環境が複雑化・多様化するとともに、学校教育の質的充実に対する社会的要請も高まる中、教員の専門性だけでは対応が困難になっています。そのため、「チーム学校」の考え方の下、教員に加えて多様な専門スタッフを配置し、様々な業務を連携・分担することで、学校の教育力・組織力を向上させ、一人一人の子供の状況に応じた教育の実現を目指していきます。

高校生等への修学支援

全ての意志ある高校生が家庭の経済状況に関わらず安心して教育を受けられるよう、家庭の教育費負担の軽減に取り組んでいます。具体的には、高等学校等就学支援金制度(授業料を対象)や、低所得世帯向けの返済不要の高校生等奨学給付金制度(授業料以外の教育費を対象)等による支援を行っています。

学校運営支援

保護者や地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」等のため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や学校評価などを推進しています。また、教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保するための取組を推進しています。

いじめ等の問題行動等への対応、体罰禁止の徹底、キャリア教育の推進

●いじめ等の問題行動等への対応

いじめ等の問題行動等について、道徳教育の推進や体験活動の充実などの未然防止のための取組や、相談体制の充実や関係機関との連携などの早期発見・早期対応のための取組を推進しています。

●体罰禁止の徹底

体罰は学校教育法で厳に禁止されています。文部科学省では、体罰の実態把握のための調査の実施や、懲戒と体罰の区別について具体例を示すなどの取組を通じて、体罰禁止の徹底に努めています。

●キャリア教育の普及・促進

子供たちが自立して生きていくために必要な能力を培うキャリア教育を推進しています。近年は、起業体験や地方創生も重要な観点となっています。



特別支援教育の推進について

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、特別な配慮の下に、適切な教育を行う必要があります。国連の障害者権利条約が提唱する「インクルーシブ教育システム」の構築のため、障害の状態等に応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった、連続性のある多様な学びの場を活用した指導や、障害の状態や特性に応じた教材・支援機器の活用等を推進しています。



足の下に設置したスイッチを押して打楽器装置を使用する児童生徒 (国立特別支援教育総合研究所の研究成果報告書の写真を一部加工)

HP「特別支援教育」

グローバル人材の育成等



海外の姉妹校と交流する生徒 (提供: 広島県教育委員会)

グローバル化が加速する社会においては、豊かな語学力・コミュニケーション力、主体性、異文化理解の精神を身に付けたグローバル人材を初等中等教育段階から育成することが求められます。①英語をはじめとする外国語教育の強化や英語教員の指導力・英語力の向上、②スーパーグ

ローバルハイスクール(SGH)の整備、③高校生の留学生交流・国際交流の推進、④海外子女教育、帰国・外国人児童生徒等教育の充実などに総合的に取り組んでいます。

HP「国際教育」

幼児教育の振興

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、全ての幼児に質の高い幼児教育の機会が提供されることが重要です。そのため、①幼稚園教育要領の実施等による教育内容の充実、②幼児教育無償化の段階的推進による保護者の経済的負担の軽減、③家庭・地域における幼児期の教育への支援などに取り組んでいます。幼児教育要領については、平成26年11月より中央教育審議会において、次期改訂に向けた審議を行っています。

また、地域の多様なニーズに応えるため、小学校就学前の子供に対する教育や保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」の円滑な設置のための取組を行っています。

さらに、平成27年4月より全ての子供や子育て家庭を対象に幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を提供する子ども・子育て支援新制度が始まりました。この制度により、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)の創設や、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援(地域子ども・子育て支援事業)の充実が講じられています。

教科書の充実

教科書は、学校における授業や家庭学習において、教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、教科書を使用しなければならないこととされています。

我が国では教科書検定制度を採用しており、民間の発行者が著作・編集した図書に対し学習指導要領や教科用図書検定基準等に基づき検定を行い、これに合格したものの中から、実際に教科書として使用するものを採択することができます。また、義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償制度を実施するとともに、障害のある児童生徒が十分な学習ができるよう、拡大教科書などの教科用特定図書等について、その普及を図っています。

新しい時代にふさわしい教育制度の柔軟化の推進

●小中一貫教育の推進

平成28年4月1日、学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)が施行されました。この法律は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定することなどを定めたものです。

義務教育学校は、一人の校長の下で一つの教職員集団が、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施す9年制の学校です。教員は、原則として小・中学校の免許を併有することとされています。

あわせて、独立した小・中学校が、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする観点から、小中一貫型の小・中学校の制度化を行いました。

今後文部科学省では、設置者がより効果的に小中一貫教育の取組を実施できるよう、必要な教職員定数の算定や施設整備への支援等を行うとともに、モデル事業等を通じて小中一貫教育の好事例を積極的に収集・分析するなど、総合的な施策を講じていきます。



●義務教育未修了者等の就学機会の確保

中学校夜間学級(いわゆる「夜間中学」)は、様々な理由により、義務教育未修了のまま学齢を超過した方々や、本国で義務教育を修了していない外国人の学習ニーズに対応しており、就学機会の確保に重要な役割を果たしています。また、今後は、不登校や親の虐待等の理由により中学校の課程の大部分を欠席していて、改めて中学校で学び直すことを希望する方々への教育機会としても役割が期待されます。

文部科学省は、各都道府県に少なくとも一校の夜間中学の設置を目指すという方針を掲げ、モデル事業等を通じて未設置の道県における設置に向けた検討を促進するとともに、夜間中学に入学・在学しやすい環境づくりに取り組んでいます。

学校健康教育の充実

子供が心身ともに健やかに育つことができるよう、学校安全、食育・学校給食、学校保健に関する取組を進めることが重要です。

登下校中の子供が巻き込まれる交通事故や、東日本大震災をはじめとする自然災害、不審者による子供の安全を脅かす事件等に対して、学校における子供の安全を確保することが喫緊の課題となっています。そのため、「学校安全の推進に関する計画」(平成24年4月閣議決定)に基づき、地域ぐるみで子供の安全を守る環境を整備するとともに、子供が自ら安全な行動をとれるようにするための安全教育を支援するなど、学校安全の取組を推進しています。

また、子供の食生活の乱れや肥満・痩身傾向が見られることから、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校における栄養教諭を中心とした食に関する指導(食育)を推進するとともに、学校給食における地場産物の活用、米飯給食の推進、衛生管理の徹底等に取り組んでいます。

さらに、食物アレルギーやメンタルヘルスなど、多様化・複雑化する子供の健康課題に対応するため、学校保健に関して学校内の体制整備を促進するとともに、地域と一体となった取組を推進しています。また、子供が生涯にわたって自らの健康を保持増進できるようにするため、喫煙や飲酒、薬物乱用、性に関する指導などの保健教育を推進しています。



協力して地域防災マップを作成する児童 (提供: 埼玉県教育委員会)

HP「学校保健、学校安全、食育」